

## ピックアップ

# 災害に備えて

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの実現に向けて、さまざまな防災・減災対策事業を実施しています。

詳しくはこちら



問 ▶ 防災用品等あっせん・消火器の購入補助…**危機管理課地域防災係** ☎(5273)3874、▶ 住宅用家具転倒防止器具取り付け・感震ブレーカー設置費用助成…**危機管理課危機管理係** ☎(5273)4592(いずれも〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階・FAX(3209)4069)

★…各問合せ先・特別出張所等で配布しているほか、新宿区ホームページ(右上二次元コード)から取り出せます。

### 防災用品等をあっせんします

区内の一般家庭と事業所向け

#### ●防災用品

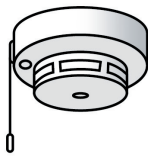
日頃から食料等を少し多めに購入し、使用した分を買い足す「ローリングストック」を実践すると無理なく準備できます。



非常食、保存水、家具転倒防止器具(右記)、簡易トイレ等をあっせんしています。費用等詳しくは、パンフレット(★)をご覧ください。

#### ●住宅用火災警報器

都内全ての住宅への設置が都条例で義務付けられています。メーカー等では10年を目安に交換することを推奨しています。ご自宅の火災警報器が正常に作動するか確認しましょう。あっせんする警報器は煙式または熱式の、音声警報タイプです。



#### ●消火器

消火器本体の耐用年数は8年～10年です。耐用年数に関係なく、消火器のさび等には気を付けましょう。新しい消火器を購入する際に、あっせん業者が購入本数分まで古い消火器を無料で回収します(購入補助あり(右記))。



※区では、訪問販売は一切行っていません。区のあっせん業者が訪問する場合は、事前に電話連絡の上、お伺いします。

### 感震ブレーカー設置費用を助成します

地震による電気火災を防ぐために

感震ブレーカーをご自宅に設置する際の費用を助成します。震度5強以上の揺れを感知すると、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止め、電気火災を防ぎます。申請期間・対象者・対象製品・助成額は右表のとおりです。

※助成は1人につき1回までです。

※賃貸マンション・アパートの賃借人の方は対象外です。

OFF



### 住宅用家具転倒防止器具を取り付けます

事前調査と取り付け費用は区が負担します

区内在住の方を対象に、専門業者をご自宅に派遣し、取り付け方法を相談の上、設置場所に適した器具を取り付けます。

※生活保護を受給している世帯・「災害時要援護者名簿」登録者は、器具5点まで無料で取り付けます(1世帯につき1回限り)。同名簿について詳しくは、地域福祉課福祉計画係 ☎(5273)3517へお問い合わせください。

対象となる家具・家電 たんす、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ

※住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付けできるものに限ります。

器具の購入費用、天井や壁等に補助工事が必要な場合の費用は利用者負担

所定の申請書(★)を郵送・ファックスまたは直接、問合せ先へ。新宿区ホームページ(右上二次元コード)から電子申請もできます。



転倒防止板

突っ張り棒

ベルト式金具・L字型金具

### 消火器の購入を補助します

区内の世帯を対象に、5月1日(金)から消火器の購入費用を補助します。補助を希望する方は、購入前にチラシ(★)をご覧ください。危機管理課へお問い合わせください。

対象	対象製品	助成額
区内に住宅を所有している方	分電盤タイプ(内蔵型・後付型)またはコンセントタイプほか	設置費用の4分の3(上限6万円) (住民税非課税世帯は、設置費用の6分の5(上限7万5,000円))
区内に住宅を新築する方	分電盤タイプ(内蔵型・後付型)	1万円

#### 助成申請～助成金交付の流れ

① 設置器具・費用の確認	電気工事店に設置する器具の種類・費用を相談し、見積書を用意
② 申請書を提出	令和9年3月1日(必着)までに申請書・見積書・住宅を所有している証明書等を危機管理課へ提出(郵送可。申請書は危機管理課等で配布)
③ 助成金交付決定	区が申請書等を審査の上、交付決定通知書を発送(審査の結果、助成できない場合あり)
④ 設置工事を実施	交付決定通知書が届いた後、工事を行う
⑤ 報告書を提出	設置工事完了後、報告書等を速やかに危機管理課へ提出(郵送可)
⑥ 請求書の提出	令和9年3月31日(必着)までに必要事項を記入の上、請求書を危機管理課へ提出(郵送可)